

2021年4月2日

日本郵便株式会社
代表取締役社長
衣川 和秀 様

公益社団法人 日本動物福祉協会
理事長 黒川 光隆
東京都品川区東五反田 2-6-5
電話：03-6455-7733
FAX：03-6455-7730

生きた動物をゆうパックで送ることについて（ご質問）

拝啓 春暖の候、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
当協会は動物福祉理念の普及を通じていのちにやさしい社会の実現を目指し、
昭和31年の創立以来、日々動物虐待の防止・動物福祉向上のための活動を行っ
ております。

先日、一般市民の方から、都内ペットショップから「モモンガ」がゆうパック
で送られているが問題ないのか、動物虐待ではないのか、というご相談が当協会
に寄せられました。そこで、御社のホームページを確認したところ、「魚介類、
は虫類、昆虫類や小鳥などの小動物については、次の条件を満たしていれば、ゆ
うパックで送ることができます」と記載があり、その条件の中に「4. 特別な取扱
い（温度（気温、水温）の調節、換気（通風の確保）等）をしないため、死亡す
るおそれがあることについて、ご承諾していただいたもの」とありました。

私ども動物福祉の向上を目指しております観点から見させていただき、以下
の点について御社のお考えを確認させていただければと考えております。つき
ましては、ご公務御多端の折とは存じますが、以下の質問にご回答いただきます
ように宜しくお願い申し上げます。

1. 「特別な取り扱い（温度（気温、水温）の調節、換気（通風の確保）等）をし
ない」と条件にございますが、具体的な輸送環境をお教えいただけないでし
ょうか。

爬虫類及び鳥類は「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下動愛法）の「愛護動物」として規定されており（同法 44 条 4 項 2 号）、且つ動物は「命ある」と明記されております（同法 2 条等）。仮に、特別な配慮等がなく輸送する場合、愛護動物の命を脅かす可能性のある輸送行為をどのような観点から法令の範囲内として許容されると考えられたのかお教えてください。

2. 御社ゆうパック約款 2 条によると、「法令に反しない範囲で特約の申し込みに応じる」とあります。生きた動物を運送する際の「特約」の有無と内容、運送数・運送動物についてお教えてください。また、死亡等の事故などのデータがございましたらお教えてください。
3. 1 と重複するかもしれませんが、動愛法の「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」の第 5 条四の「輸送」の注意を、どのような方法及び態様で遵守されているのか具体的にお教えてください。（該当の省令資料を添付します。）
4. 某ペットショップが御社ホームページに記載ある動物以外の小型ほ乳動物（モモンガ）をゆうパックで送っていたとの情報提供がございました。このようなケースも、御社のいう「小動物」に該当しており、御社の定める運送条件を満たしていると判断されるのでしょうか。
5. 受け取り者が不在の場合の取扱いはどのようになっておりますでしょうか。ゆうパック約款によりますと、「遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指示を求め」る、「荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合であって相当の期間内に指示がないときは」「荷物の売却その他の処分することができ」る（約款 15.16 条）とあります。
仮に、特別な配慮等なく生き物を輸送する場合、予定配達日を超えたこのような対応では死亡する危険が高いことは常識的に判断できます。それゆえに、「死亡するおそれ」があることを前提とした引受をされているものと思います。生き物が生存している場合であっても、「処分」を行うことがあるのでしょうか。また、生き物が輸送途中で死亡した場合には、どのような「処分」をおこなっているのでしょうか。追跡調査の方法、「処分」の具体的内容、処分された生き物の件数についてお教えてください。

6. 愛護動物の輸送については、動物へのリスクが非常に大きいことを鑑み、より安全に運べるよう動物専門輸送（動物の生理・生態・習性にあった運輸体制の構築）を設けていただくことをご検討頂けないでしょうか。

令和元年に改正された動愛法では、愛護動物に対するみだりな殺傷・虐待・遺棄の犯罪行為に対する法定刑がそれぞれ大幅に引き上げられるなど（みだりな殺傷等は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金刑）、国民の動物福祉への意識は近時ますます高まっております。このような中、輸送環境に配慮した特別な取扱いもなく引受けるとしましたら、今後は、虐待、或いは虐待等への加担行為とされるリスクもあります。また、それ以上に命を軽くとらえている印象として御社のイメージを著しく損なうことは必至と考えています。そのため、是非、前向きなご検討をお願い申し上げます。

上記質問について、4月30日までにご回答いただけましたら幸いです。年度始めのご多忙の折、大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。